

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成三十年七月十七日

広島県監査委員

安井裕典

同 東 保幸

同 奥 兆生

同 赤木 稔明